

法友全期会ニュース

昭和52年度 第1号

発行 法友全期会

目次

就任のご挨拶	代表幹事	平野智嘉義	2
法友全期会の組織	副代表幹事	今野勝彦	4
就任にさいして	副代表幹事	野村政幸	4
法友全期会の将来	副代表幹事	金沢恭男	6
投稿			
正義についての雑感		系正敏	7
抱負		飯田秀郷	8
弁護士一年生		秋月種親	9
雑感		小川征也	10
新入会員紹介			11
昭和五二年度法友全期会幹事名簿			13
事務局日誌			15
編集後記			16

就任のご挨拶

代表幹事 平野 智嘉義

一、私は去る四月一六日法友全期会旅行総会において、本年度の代表幹事に選任されましたが、果して御期待にそえるかどうか不安です。幸い副代表幹事に今野勝彦、野村政幸、金沢

恭男の各先生をお迎えでき、事務局幹事に新進の先生五名の協力を得ることができ、執行体制は充実したと考えているので、諸先生方の御協力と御指導を賜り度、お願いする次第である。

二、法友全期会は創立後はや一五才を迎えようとしております。

法友全期会の構成員は法友会会員の八割に達しようとし、

その年代巾も一期から二九期まで三〇年あり、一〇年一昔という言葉に従えば二昔前の人も全期会員であります。

そして法友全期会創立当時活躍した会員の諸先生は現在法友会の中核におります。

法友全期会は近い将来、法友全期会には加入しないが法友会に加入する会員及び法友会には加入しないが、法友全期会に加入するという会員を認めない限り、その外周において全く同一となることは避けられません。

このような関係にある法友全期会の存在意義につき、ここ

数年いろいろな提言がなされております。曰く定年制論、法友会青年部論等です。

私はこの問題をとりあげ、法友全期会のあり方を考えてみたいと思っている。

三、法友全期会創立当時の全期会員の意気が現在の若手会員にみられないという声は法友会のみならず、他会においてもいわれております。この原因はどこにあるのでしょうか。若手会員の意見が入れられないためか、若手会員が無関心で意見をのべないためか、いずれにしても法友全期会は、若手会員が積極的に意見を述べるよう又、述べられるよう、原因をみきわめ努力しなければなりません。

法友会、法友全期会に加入する会員の多くは特定の主義、主張をもって加入していないのに、法友会、法友全期会が一定の立場からその政策決定をすれば、その立場が狭くなればなるほど、会派活動から遠ざかるようにみえます。

従来どちらかといえば司法、人権、公害問題に全力投球され、この面において、はなばなしい成果があげられたことは衆目の一致するところである。

ところが、御承知のように五二年度東弁役員選挙において石井会長が弁護士制度問題にウエイトをおき「足もとみかえり論」、期成会及び親和会の一部がおした候補を相手とし、「多数会員参加による会務運営」ということを公約し、勝利を得たことは記憶に新しいところである。

これは法友会三〇周年記念シンポジウムにおける国民の権利救済と弁護士（国民的法曹への成長をめざして）という考えと同一基盤にたつての態度であり、法友会、法友全期会としては右二つの基本問題につき、調和をもって対処すべきものと考ええる。

四、 弁護士が取組まねばならない問題は、弁護士法第一条にかげられた弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、弁護士は社会秩序の維持、法律制度の改善（改悪阻止）、誠実な職務遂行に努力しなければならず、弁護士会は弁護士の品位保持、及び弁護士事務の進歩改善を図るため、弁護士の指導等に当らねばならないことは言うまでもないことである。

五、 法友全期会は司法、人権、公害問題については、左の如き問題がなお山積されておるので、これに対し従来同様精力的活動をおします、一層努力を続けなければならぬ。

1 新任判事補特別研さん問題（参与判事補、代行判事補問題）

2 新任拒否、再任拒否、修習生落第問題

3 刑法、少年法改正問題

4 監獄法問題

六、 更に弁護士制度に関する問題についても左のとおり多くの問題があり、これについても積極的に取組まなければならない。

1 日弁連機構改革問題

2 法律扶助制度問題

3 国選弁護報酬問題

4 周辺業種からの訴訟代理権要求問題

5 私的紛争処理機関問題

七、 最後に東京弁護士会副会長増員問題について考えるときが到来して思うように思うことを付言して、私の就任の挨拶に代える次第である。

法友全期会の組織

副代表幹事 今野 勝彦

本年度平野執行部の一員として法友全期会の会務を担当させて頂くことになりました。

「法友全期会の進むべき道」「法友全期会の存在意義を考える」「法友全期会と法友会の関係はいかにあるべきか」等々の問題が、ここ七八年、ということとは法友全期会が発足して数年ならずして提起され、過去の法友全期会ニュースあるいは合宿、シンポジウムなどにおいて繰り返し議論されております。たしかに法友全期会発足当時は、法友会の中において全期会員の占める割合は三分の一程度であった由ですが、今やその三分の二以上を占める大勢力となり、年令の幅も三〇年近くになるうとしており、法友会内において大きく性格を変えております。我々法友全期会は、一方では対外的に他の会派の全期会員のグループとの関係をどうするかという問題、他方では対内的に法友会との関係をどうするかという問題に直面し、その問題の解決をはからねばならない時期が一年一年近付いております。別稿の代表幹事のご挨拶にもありますように、今年こそは、わ

が法友全期会の組織の改革について議論から実行に移す最初の年にしようとして、執行部は意気込んでおります。執行部では、その為に特別委員会を設けてこの問題を諮問し、法友会とも協議しつつ結論を得ることを期待しております。この一年、この問題を前進させるため、会員諸先生のご指導を得たくお願い申し上げる次第であります。

就任にさいして

副代表幹事 野村 政幸

- 一、 昨年の三月、六年間もつづいた学生事件の国選弁護の仕事が終ってほっと一息ついていたので、本年度は再び責任の重い法友全期会の政策・弘報担当の副代表幹事に選任された。ところが私はある友人から「それはまあ、高尚な仕事を引受けたものですな」と言われたのである。私は思わず「はっ」として、自分が物好きでこの役目を引受けたものでないことを明確にしておく必要があると強く意識したのである。
- 二、 法友会、法友全期会の有志の人びとが毎日の多忙な生活の中から無理に時間をさいて、今まで取り組んできた司法問題

人権問題、公害問題等のどの一つをとってみても、私は自分が取り組んでいる事件とのかかわりあいにおいて、それらが何を意味するか、少くともその関連性については、自分なりにわかっていたのである。誰でもある一定の意味においては司法や人権、公害に関する社会の諸現象が、何をあらわしているか知らないものは一人もいないと思うのである。

三 しかし私は自分の担当していない他の学生事件の国選弁護士がつぎつぎと辞任していったとき、「自分だけはその担当している学生らの国選弁護士依頼権を危くすることは絶対しないぞ」との意識だけで、国選弁護人の辞任に伴う裁判所や弁護士会の動きを横目で見ながらやり過ごしてしまったことを反省するとき、また人間の人格的存在よりも先の、原初的な生物的存在そのものがずばり時間をかけてじわじわと抹殺されようとしている多くの公害事件を知りながら、自分の担当している公害事件だけに没頭して、その解決のみに尽力していれば、弁護士としての使命を充分果していると思いついていたことに気がついたとき、私は司法や人権、公害等の事柄についての自分の知識が狭くそして不十分だったことを知ったのである。その不十分ということは、量的な意味において言えることはもちろんであるが、単にそれだけではなくてそれらの現象をもたらしている現代社会の根本原因・「質」について、特にはっきりといえるのである。

四 想えばドイツにおいて、無実のユダヤ人が裁判という手続を通じて最初に死刑に処せられたとき、ナチスドイツのユダヤ人に対する虐殺がはじまったという歴史の重みを、私は忘れることができないのである。

そこで私がこれからも弁護士として人権擁護の使命に徹して生きつづけようとするかぎり、その生活の場である現代の歴史と、その機構の中に悪魔性を宿している現代社会から、常に挑戦されていることを覚悟しなければならないのでありその挑戦に応える、すなわち問題を根本的に解決しようとして生きるよりその生き方の姿勢がとれないのである。

そしてそのためには、どうしても多くの人たちの体験の総合、それへの研究と討議、協力と連帯を必要とするわけであり、法友全期会が私にその一つの場を与えてくれたものと考えるのである。その意味で法友全期会への参加は、私にとつて自分の生き方にかかわるのであり、しかも私がフルに自由な人間として現代の諸問題にかかわろうとするかぎり、私の法友全期会への参加は、その生き方の一面にすぎないとも言えるのである。

五 法友全期会が毎年取りくんでいる司法、人権、公害等の問題にしても、それに伴う社会現象の単純否定、それに反対する態度の単純肯定といった発想ではなく、その悪をもたらしている根本原因、「本質」が客観的な社会的現実の中にある

こと、従ってその中に含む矛盾と対立を止揚しうる「本質」を見きわめ、その「本質」への自己のかかり合いにおいて現代に生きる人間としての責任を痛感し、時にはそれによる自己否定をくりかえしながら明日の生き方を選択する問題としてとりあげられなければならないのである。

法友会が創立当初よりその基本綱領としている法曹一元の実現の問題にしても、それが弁護士および弁護士会の真剣な自己否定を媒介としない提案であるならば、おそらくその達成は不可能に近いと思うのである。

六 以上のような私の願い、想いをこめてこの一年間法友全期会の仕事にかかわりたいと思うのである。

法友全期会の将来

副代表幹事 金 沢 恭 男

平野代表幹事、今野副代表幹事から誘われて副代表を引受けましたが、法友全期会の存在意義ないし存在価値など考えたこともなかった私が、その責を遂行し得るだけの能力があるとは

毛頭考えておりません。ただ、引受けた以上、執行部のお荷物にならないよう、誠心誠意自分の役割を果していきたいと思っております。

私はこれまで、現在の法友全期会の存在意義を考えたこともなく、むしろ、その存在価値に疑問さえ持っていた。

法友全期会は法友会自体の民主化を図る批判勢力として発生し、更に進んで、東弁、日弁連の民主化を図ってきたのであって、その結果、当面の批判の対象であった法友会も法友全期会の政策理念を受け入れ、法友全期会の期待した方向に進展してきたのだという話をときどき耳にはしていた。

しかし、法友会の会員数の三分の二を超える会員が、法友全期会会員であり、法友会も法友全期会も同一方向に向っている今日、法友全期会の存在意義は、その発生当時の政策理念のままであれば、その存在価値すらなくなるのではないだろうか。

しかも、法友全期会の会員の年代巾が三〇年近くになっており一期から二九期までの先生方のもの見方、考え方にそれぞれ相異が出てきているのも、ゆがめない事実であろう。また、法友全期会といっても、何かにつけて部単位の考え方を脱却できないでいるし、期ごとの関係も、同期という横の関係より先輩後輩という縦の関係での処理等をしているのではないかと思う。このようなことでは、益々法友全期会の存在意義は薄れてしまふのではないだろうか。今後は、もっと横との連絡を密にし

て各期ごとの意志決定を計り、各期の意思を執行部が吸上げま
とめ、それを基にして法友全期会の政策理念を打出すべきでは
ないかと思う。現石井東弁会長が東弁の会務運営について、多
数の会員の意思を反映していききたい旨の意志表明をしたが、こ
れは、法友全期会においても当てはまることではないだろうか。
いずれにしても、会が動くためにはその費用が必要となりま
すので、会員の諸先生には協力会費の納入に御協力頂きたく、
よろしくお願い申し上げます。

(((稿)))
(((投)))

正義についての雑感

一四期 系 正 敏

弁護士は社会正義の実現を使命とする。正義とは何であろう
か。

ソクラテスとその友人の会話は現在でもなお新鮮さを失わな
い討論で始まっている。

スラシマックス曰く「私は、正義は強者の利益以外の何もの
でもない」と主張する……」

ソクラテス曰く「正義とは、自ら幸福でありたいと欲する者
が、その事自体の故にもまたその結果の故にもこれを望む善事
の中の一つである」と。

グラウコンは、「不正の人生は結局正しい人生よりも遙かに
良い」「正義とは最善―それは不正を行っても罰せられないこ
とである―と最悪―それは不正を蒙っても報復の力がないこと
である―との間の妥協である。そして正義はこの両者の中間に
あって、善としてでなく、比較的軽度の悪として大目に見られ

るのである……」と云っている。

グラウコンの定義は吟味の必要があることは確かであろう。「最善」——不正を行っても罰せられない……。法律に触れないギリギリの線まで行きたいのだが……。ひとの弱点につけ込まないのは利口とは云えない。取れるときに取らなき。損だ。相手が弱っている間こそ彼を打つべき時だ。

実業界であろうと、日ソ関係であろうと、中ソ関係であろうと、国内政治であろうと、苟くも人間がお互に接し合う人生のあらゆる分野において、正義を比較的軽度の悪と呼びたい衝動にかられる場合がある。日々の新聞には、沢山の人がグラウコンの云う「最善」に屈服している記事がある。

如何なる人間社会においても、正義の正反対は「力は正義なり」という法則であるといわれてはいる。しかし、パスカルに従えば、「正義と権力とは必ずともにある。それによって、すべての正しいものは強く、強いものは正しいことになる」という。

それにしても正義には人類普遍の基準がありうるのだろうか。キップリングは次のように言う。「世界は驚くほど大きく、はてしなく多様の人々が住んでいる。英国のクラッパムにおいては罪悪とされることも、印度のマータバンでは純潔と高く評価される」と。しかし夫々の部分が形も働きも多様であり、おのおの別々でありながら、人類という全体を構成する役割と力

は同じなのだと思えると、どうなのであろう。

ほんとに正義とは、信ずるよりほかに手のないもののようなのだ。それでいてその「信」は疑いを残し、疑いを残しているからこそ、また信ずる。信じたからこそまた疑ってみる。このように正義とか真理とかいうものは、それに固執しないものにとっただけ、積極的な実践の推進力となるのかもしれない。

抱負

二八期 飯田秀郷

法友全期会というものは、「旧態依然たる法友会の非民主的傾向を打破するという明確な目的意識」と「これを達成するに止むに止まれぬエネルギーの噴出」とによって発足したが、その中核が、法友会体制の中核と化したこととあいまって、法友全期会は批判団体としての存在意義を喪失し、消極低迷状態にあるとみられているそうである（法友全期ニュース五一年度第三号）。そして、若手会員において、法友会に対する批判団体を自ら結成しようという情熱も顕著ではない、とのことである。若手会員を自認する私としては、残念なことである。

最近は、「会員の会離れ」が進んでいるそうであるが、そのことに対する問題意識から、「多数会員の会務参加をはかるために会員のための弁護士会を実現する」ことをスローガンとした石井会長が誕生した。

倒産件数、負債総額がその史上最高記録を毎月更新している減速経済、不況下において、一般事件数も激減し、「たそがれの職業」とも囁かれる弁護士業務に、それとも知らずにあるいは知ってか、憧れを抱いて登録してきた我々「若手会員」にあって、弁護士会は最も頼りになるものでなくてはならない。それは、収入という低次元（かつ最重要事項である）なものから社会正義実現、人権擁護という高次元（そして、これらがやはり最重要事項であることに変わりはない）なものに至るまで、もはや、弁護士の個人レベルでの努力ではどうすることもできない事柄が余りにも多すぎるからである。例えば、職域問題然り、また、刑法改正問題然りである（もとより、個人レベルの努力が重要なことは言をまたないが）。

いずれにしても、視野を大きく持てば、会活動の重要性は明瞭である（にもかかわらず「会離れ」があるのは何故か）。

日弁連が、東弁が、法友会が、法友全期会が真にその社会的責務を果たすには、それらが民主的であり、いわゆる風通しが良くなければならない。久しく言われている法友全期会の組織改革論も、またその民主的であることを目指すものであろう。

事務局幹事を仰せ付かったことを何かの縁と思い、「若手会員」の発言力を増加させ、少しでも風通しの良い会にするよう勉強し努力するつもりである。

弁護士一年生

二九期 秋月種親

東京弁護士会に登録して早や二ヶ月余が過ぎました。この間岡本喜一先生をはじめ岡本事務所の諸先輩の方々の御指導により幸いにも顧問会社もでき、又事件も入るようになりました。岡本先生は常々弁護士の職務とは、依頼者からの信頼をもって事件の依頼を受けること、その事件を誠意をもって解決すること、適正な報酬を受けることの三つの内容をなし、それらが完全に遂行されねばならないとおっしゃっております。私は先生この御教示を将来弁護士として成長していく過程での指針としたいと念願している次第であります。

ところで、私は在野法曹として国民生活に密着し、国民の期待に応える弁護士になることが願望でありましたので、修習生時代から国民に期待される弁護士像について多数の人達と意見

を交す機会を持ってきました。それらの会話の中では、弁護士法第一条の崇高な使命にも拘らず、依頼者への態度の横柄さ、事件の無責任な処理、約束を無視する要求等々の弁護士の人間性に対する不信、不満が多く、弁護士が法の支配の重要な担い手であるという認識は皆無に等しいのであります。つまり弁護士法第二条、弁護士倫理第二条、法友会綱領等で弁護士は、人格を陶冶し、識見を磨き、常に法曹としての品位の向上に努めることが期待されているのですが、各人が右の理想とする弁護士として国民の中に浸透していないのではないかと懸念されるのです。

日弁連をはじめ各下部機関が新憲法の下で基本的人権の擁護のため各種の運動を展開し活動してきたことの意義は大きい。しかしその間、国民から期待され尊敬される人格者としての弁護士がどれ程生れてきたであろうか。この点につき諸先輩の先生方には失礼であります。決して樂觀できるものではないのが現状ではないでしょうか。その原因が司法修習制度にあるのか弁護士制度そのものにあるのか不明であります。いずれにしても弁護士全体の問題であることは明白です。単なる国民の弁護士という職務に対する認識の欠如であれば、広報活動を充実させることによってその目的は達せられますが、前述した多くの国民との間に横たわる断層を埋め、国民のための弁護士として国民の期待に応えるためには今後弁護士各自の自覚と

一層の人間形成が要求されるのではないのでしょうか。一年生弁護士としましては、以上の事実を念頭におき、前記三つの指針を確実に実行することが抱負であり願望でもあります。最後に本文中失礼な文言につきましては深くお詫びしますと共に諸先生方の今後の御指導御鞭撻の程よろしくお願い致します。

雑感

二三期 小川 征也

最近プロ野球の中継もリレーナイターというのができて最後まで見られるようになりました。とりわけ興味深いのは殊勲選手のインタビューで、若い選手は大抵「打ったのはシュートのすっぱ抜けがド真ん中に入った球です」と、あくまでも正直ですが、これが昔の生えたようなヴェテランとなるとそうはいきません。「今日は相手が悪過ぎたんですわ、ボールになる球によう手を出してくれましたわ」とポーカーフェイスで嘯いたりします。これを真に受けて次の試合でウエイティングに出ようものなら必ず裏をかかれるというものです。

ことほどきように、人間社会というのは建前と本音が使い分けられることが多いようです。然り。たとえば猫族がこんなことをいいますか？「我輩が鼠を喰らうのは、害チ、ユウ、駆除の使命を荷っているからである」と。

近頃はとくにこの人間なるもの、欲望の充足という単純な生存原理に対しても、権利の発現とか義務の遂行とかいう題目を唱えなくては気が済まないようです。

話はそんな大げさなことではなくても、たとえば隣家の柿の枝が越境してきて困るなどという訴えを聞かされると、商売とはいえ少々ゲンナリしてしまいます。肚の中では、秋まで待つてその枝の果実を失敬するほうが得ではないかとか、自然の摂理であるその枝ぶりをじっくり眺めたほうがいいのにとか、思っではいても、そこは腹を食って生きてはいけぬ身の定め、つい民法二二三条の規定を優先させることになるのです。

ところで、私は弁護士となって六年間、はじめは会の政策綱領があまりにも高邁であるのに先ずびっくりし、続いて選挙のときのお祭り騒ぎに二度びっくりしたりして、そのまま一步離れて会活動を眺めていたのであるが、このたびはからずも全期の政策の事務局幹事を担当することになり、正直いって困惑しそしてそれとともに、もっと積適的に取組まなければと考えている次第です。

新入会員の御紹介

去る五月二五日法曹会館に於いて、法友全期会主催、法友会協賛の下に新入会員歓迎会が催され、新入会員他多数の先輩会員が参加し、和やかな雰囲気の中で歓談するとともに、相互の理解を深めた。

本年度の法友全期会新入会者は左のとおりである。

秋月 種親 104 中央区八重洲五―五、八重洲五の五ビル

岡本法律事務所 (三八一)七七五一・二〇八二

猪股 正幸 100 千代田区永田町二―一〇―二 秀和TBRビル

一一一〇区

宗田親彦法律事務所 (五八〇)一七八七

岩出 誠 105 港区芝虎ノ門一一 ニュー虎ノ門ビル九階

山本法律事務所 (五九一)六〇六六・八七七〇

遠藤 一義 100 千代田区大手町二―二―一 新大手町ビル三三

〇号

ローガン・岡本・高島法律事務所

(二四二)六一八四

大川 智大

- | | | | |
|-------------|---|----------|--|
| 金子 博人 | 104 中央区銀座六―八―七 交旬ビル二〇四号
(五七四)七五六八 | 藤井伊久雄 | 105 港区新橋二―一六―一 ニュー新橋ビル七〇七
―二 |
| 山田茂法律事務所 | | 系正敏法律事務所 | (五八〇)七二一一 |
| 叶 幸夫 | 104 中央区京橋二―三 守随ビル | 堀口 磊蔵 | 100 千代田区丸の内三―四―一 新国際ビル九〇七
区 (二一四)二八二八 |
| 富士法律特許会計事務所 | (五六七)〇七〇一 | 町田 正男 | 180 武蔵野市吉祥寺東町一―一―一八 |
| 河和由紀子 | 101 千代田区神田淡路町一―三 淡路町ビル二階
(二五一)二三三三 | 中村護法律事務所 | 〇四三二(三三)八六七六 |
| 河和法律事務所 | | 米丸 和実 | 100 千代田区丸の内二―七―三 東京ビル五四五区
平山法律事務所 |
| 木沢 克之 | 104 中央区銀座六―八―七 交旬ビル二―一―号
(五七一)一八三〇 | | |
| 橋元四郎平法律事務所 | | | |
| 木村 和俊 | 105 港区芝虎ノ門一― ニュー虎ノ門ビル九階
(五九二)六〇六六・八七七〇 | | |
| 山本法律事務所 | | | |
| 黒瀬 直秀 | 160 新宿区西新宿一―三―三 榎本ビル四階
(三四三)三七七一 | | |
| 名波法律事務所 | | | |
| 五月女五郎 | 100 千代田区丸の内二―七―三 東京ビル三階三四
五号 | | |
| 榊原法律事務所 | (二二一)四七六四・四七六五 | | |
| 関戸 勉 | 180 武蔵野市吉祥寺東町一―一―一八 | | |
| 中村護法律事務所 | 〇四三二(三二)三六一一 | | |
| 中島 紀生 | 180 武蔵野市吉祥寺東町一―一―一八 | | |
| 中村護法律事務所 | 〇四三三(三二)三六一一 | | |
| 馬場 栄次 | 192 八王子市明神町四―九 チサン八王子三〇二号
〇四二六(四五)一五三三 | | |

昭和五二年度

法友全期会幹事名簿

昭和五二年度の法友全期会幹事は左のとおり決定されました。

一年間よろしく御協力を願います。

期	氏名	電話(事務所)	九	八	七	六							
一	小林弥之助	三六一一七四五	名波倉四郎	佐々木秀雄	北川 豊	神谷威吉郎	海谷 利宏	穴水 広真	真木 洋	藤井 光春	遠藤 光男	橋元四郎平	小堀 樹
二	河和 松雄	二五一二三三三	山田 茂	山田 栄則	山本 栄則	山田 茂	山田 茂	山田 茂	山田 茂	山田 茂	山田 茂	山田 茂	山田 茂
三	野島 良雄	五九一五一四八	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子	市橋千鶴子
四	萩原 四郎	五七一四五八七	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫	遠藤 和夫
五	小野 孝徳	五七二一八三三	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲	秋知 和憲
六	青木平三郎	五七一〇二三三	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二	柿沼 映二

一七	石井 芳光	五〇二—〇四三六	二二	荒木 和男	三五四—八二九一	二五	西村 寿男	五〇一—〇二五
	大木 一幸	五七二—一三二一		千葉 宗武	二二一—〇五一	二六	中山 修	二五一—二三三三
	野尻礼次郎	三五二—四六一三		二宮征次郎	五四二—五二九五		中島 真介	五九一—二二一四
	破入 信夫	二六二—七三七四	二二	田村 護	二一三—四五五一		榎本 寿	二六五—七六七〇
	船戸 実	二六八—四三〇一		天坂 辰雄	三五六—〇九六三		鈴木 利治	五〇三—八六四七
一八	片山 和英	四四一—五七八〇		中陳 秀夫	四三三—五六〇一	二七	村上 実	二四一—一八一
	才口 千晴	四三二—七七六一		下平 征司	五九一—八〇六二		河和 哲雄	二五一—二三三三
	高橋 明雄	五〇一—二六六一		金子健一郎	五〇三—〇八八		武末 昌秀	〇四七三
	菊池 史憲	四〇三—七〇三一	二三	飯田 義則	二七二—二六六三		早川 忠孝	五〇三—五八五一
	大杉 和義	三五三—七五二二		稻井 孝之	六六八—四二四六		秋山 年紹	五七一—四五八七
一九	阿部 真一	五七二—〇七〇六		辰口 公治	九四三—二三五五		渡瀬 正員	五九一—八七七〇
	大場 勝男	二〇九—〇二七七		土屋 勝子	五〇三—八七六一	二八	横山 由紘	五四一—一五〇一
	中村 浩紹	二五六—二四六六		平野 耕司	五七一—三九七一		羽成 守	五八一—〇六一〇
	八塩 弘二	三五一—八二四三	二四	岩井 重一	五五三—三九七一		中川 寛道	三六三—二五二一
	安武 幹雄	五九一—三七六七		笹井 保大	五六二—四〇三一		馬橋 隆紀	五六二—四〇三一
二〇	井口 英一	三五三—八二二八		今井 勝	九四六—二五八八		中村 民夫	二一一—八〇八六
	小川 信明	五〇四—一五五一		望月 邦夫	二三〇—四一三三	昭		
	川勝 勝則	三七一—二九八四		吉岡 桂輔	二五四—一六六六			
	中田 孝	四〇〇—一三三三	二五	大塚 明良	三五九—九八六二			
	源 光信	五八四—五九五二		武藤 一敏	五四三—九三五四			
二一	赤坂 裕彦	二九四—五五六五		市川 崧	二一一—四七六四			
	池田 治	四〇八—九〇二七		近藤 節男	二三〇—二一八九			

事務局日誌

昭和五二年四月一六日 執行部選任、就任

任

四月二三日 第一回執行部会

四月二八日 日弁連分離副会

長本渡先生と懇談会

談会

五月九日 全国全期懇談会

五月一二日 新旧執行部引継会

会

第二回執行部会

五月二一日 第三回執行部会

五月二三日 東弁理事者懇談会

会

全国全期懇談会

五月二四日 全国全期懇談会

五月二五日 法友執行部打合せ会

会

新入会員歓迎会

昭和五二年五月二七日 東弁総会

五月二八日 全国全期懇談会

前夜祭

昭和五二年五月三〇日 日弁連総会

六月一日 第一回幹事会

六月一七日 第四回執行部会

協力会費のお願い

当会では夏期合同研究会の開催、全期ニュースの発行、講演会の開催、各期との懇談会等沢山の行事を実施し、計画しておりますが、目下会の財政は破綻の危機に見舞われております。当会の健全な発展のため、是非先生方から御協力を賜りたく、下記割合による協力金のお支払をお願い申し上げます。

1期～14期	1万円以上	26期～28期	3千～1千円
15期～19期	1万～5千円	29期	500円
20期～25期	5千～3千円		

*銀行送金の場合

住友銀行人形町支店

「法友会全期会 金沢恭男」 普通預金

口座番号 338994

*現金送付の場合

103 中央区日本橋堀留町2-7 日源ビル9階

金沢恭男

編 集 後 記

弁護士になったとたん、法友全期会の執行部のお手伝いをするようになり、そうすると今まで気にしなかったことがそのままでは済まなくなつて、法友全期会の存在意義を考えなければならなくなりました。

しかし議論の順序としては現状の把握に始まり、自分なりの認識の下に問題の分析・検討をしてその上で自分の考えを立てるわけですから、弁護士の入口に立ったばかりの私には、弁護士会についてさえ何も解らないのが正直なところです。

今度法友全期ニュース第一号の編集の仕事を担当して、いろんな会合に出席し、大先輩の先生方とお会いし、経験談や意見を聞くことができたのは私にとって大きな収穫でした。

第二号は憲法施行三〇周年を記念して、憲法に関する特集を考えています。諸先生の御意見や投稿をお待ちしております。

編集担当 二九期 藤井伊久雄

【法友全期全ニュース】 法友全期会発行

昭和五二年度 第一号

発行日 昭和五二年七月 日

発行人 代表幹事 平野 智嘉義

編集人 副代表幹事 野村 政幸